

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 16 日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 山 口 喜 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 7 日から 令和 7 年 5 月 14 日まで	
開札期日	日 時	令和 7 年 5 月 20 日 午前 10 時 00 分
	場 所	宇都宮地方裁判所売却場 (1 階)
売却決定 期日	日 時	令和 7 年 6 月 6 日 午前 10 時 00 分
	場 所	宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 21 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 5 月 23 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 16 日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお、当庁栃木支部、真岡支部管轄の事件については、各支部にも、それぞれ写しを備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	12, 920, 000 10, 336, 000	一括	2, 584, 000	71, 780	25, 634
1	2, 548, 000				
2	834, 000				
3	9, 538, 000				

物 件 目 録

1 所 在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷

地 番 727番24

地 目 宅地

地 積 110.20平方メートル

共有者 A 持分10分の1

共有者 B 持分10分の9

2 所 在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷

地 番 726番10

地 目 宅地

地 積 36.05平方メートル

共有者 A 持分10分の1

共有者 B 持分10分の9

3 所 在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷727番地24, 726番地10

家屋 番号 727番24

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 42.64平方メートル

2階 36.43平方メートル

共有者 A 持分10分の1

共有者 B 持分10分の9

物 件 明 細 書

令和 7年 3月 7日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 吉 岡 智 男

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷

地 番 727番24

地 目 宅地

地 積 110.20平方メートル

共有者 A 持分10分の1

共有者 B 持分10分の9

2 所 在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷

地 番 726番10

地 目 宅地

地 積 36.05平方メートル

共有者 A 持分10分の1

共有者 B 持分10分の9

3 所 在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷727番地24, 726番地10

家屋 番号 727番24

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 42.64平方メートル

2階 36.43平方メートル

共有者 A 持分10分の1

共有者 B 持分10分の9

令和6年(ケ)第117号
令和6年12月 2日受理
令和6年12月17日提出

現況調査報告書

宇 都 宮 地 方 裁 判 所

執 行 官 小 堀 尊 久

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷
地 番 727番24
地 目 宅地
地 積 110.20平方メートル
共有者 A 持分10分の1
共有者 B 持分10分の9
- 2 所 在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷
地 番 726番10
地 目 宅地
地 積 36.05平方メートル
共有者 A 持分10分の1
共有者 B 持分10分の9
- 3 所 在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷727番地24, 726番地10
家屋 番号 727番24
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 42.64平方メートル
2階 36.43平方メートル
共有者 A 持分10分の1
共有者 B 持分10分の9

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	宇都宮市宝木町一丁目727番地24	
土地	物件1、2	
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	本件一体土地南側にはプレート看板が存在する（調査時点で「広告募集」となっている）。	
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本建物を居宅（空き家）として管理占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 〔 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件共有者)	1 私は本件土地建物の共有者です。もう一人の共有者Bは私の子です。 2 物件1、2の各土地及び物件3の建物はいずれも私とBが共有しています。諸事情により私もBも本件建物には住んだことはなく、空き家の状態になっています。 3 本件建物はオール電化住宅です。また、2階北側洋室と南東側洋室には小屋裏収納が存在します。トイレはトルネード式で節水仕様です。 4 本件一体土地にはプレート看板が設置されていますが、現在、広告主がいないため使用料収入は発生していません。なお、近々、当該看板は撤去するつもりでいます。 また、北側隣接地に植えてある樹木が、本件一体土地上に越境しています。 さらに、本件一体土地東側のコンクリートブロックフェンスが損傷しており不安定な状態になっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 現況及び前記関係人の陳述により本件各物件の占有状況を2枚目のとおり認めた。
- 2 本件一体土地は土地共有者らが本件建物の敷地として使用し、本件建物は建物共有者らが空き家の状態で占有しているものと認めた。
- 3 本件建物はオール電化住宅であり、本件建物を見分したところ、屋内及び屋外につき外見上重大な損傷箇所は見受けられなかった。次に、本件一体土地を見分したところ、北側隣接土地の樹木が本件一体土地上に越境している状況が見られたほか、コンクリートブロックフェンスには損傷が見られ、動揺している状況が見られた。なお、本件一体地上にはプレート看板が存在するが、関係人の陳述によれば、近いうちに、当該看板を撤去する予定とのことである。
- 3 本件一体土地は、南東側で舗装県道3号線(宇都宮環状線)に、北東側で幅員約6.0mの舗装市道に、それぞれ接面しており、それらの道路はいずれも建築基準法42条1項1号に該当する。

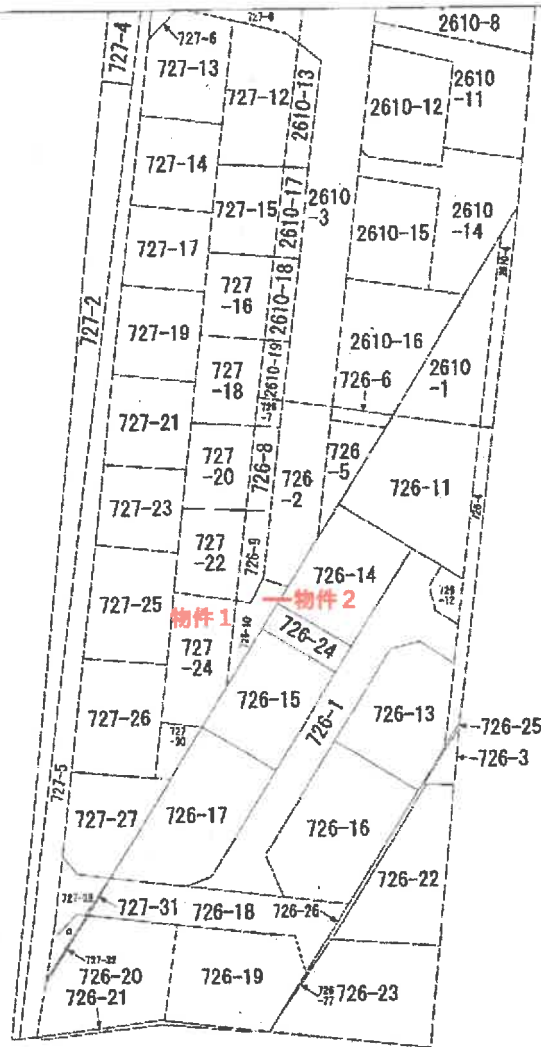
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年12月3日 (火) 11 : 25 - 11 : 45	宇都宮市役所	地番図、間取図各取得 道路関係調査
R6年12月3日 (火) 12 : 05 - 12 : 20	物件所在地	外観調査、外観写真撮影 事務連絡文書差し置き
R6年12月3日 (火) 15 : 00 - 15 : 05	宇都宮地方法務局	登記関係資料取得 (隣接土地登記事項証明書)
R6年12月3日 (火)	当庁 (電話)	共有者Aから電話、占有関係調査、調査期日調整
R6年12月15日 (日) 11 : 00 - 12 : 15	物件所在地	A立会いのうえ、物件に立入調査。評価人同行。
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☒ 令和 6年12月15日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

1 2610-9
2 727-29

N



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

727番地

請 部 分	所 在 宇都宮市宝木町一丁目下細谷					地 番	727番24			
出 縮 力 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局管轄)

令和6年10月15日
福岡法務局

地図整理番号：M64265

登記官

(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：昭和53年3月28日

028833

地積測量図

727-30, -24

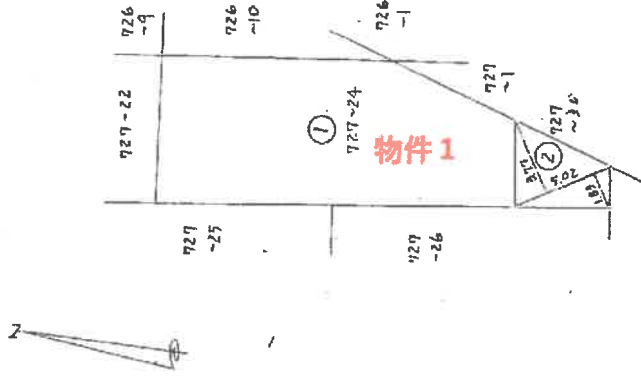
宇都宮市望木町1丁目字下細谷

地番

土地の所在

求積 ② $5.02 \times (3.77 + 1.03) \times 0.5 = 14.0560$
 ① $124.2650 - 14.0560 = 110.2090$

地積 ① 110 m^2
 ② 14 m^2



昭和53年3月28日 登記

縮尺 1/250

申請人

(昭和53年3月20日作成)

作製者

(栃木県土地家屋調査士会印)

これは図面に記録されている内容を証明した面である。

(宇都宮地方方法務局管轄)

令和6年10月15日

栃木県法務局

登記官

登記年月日：昭和53年1月10日

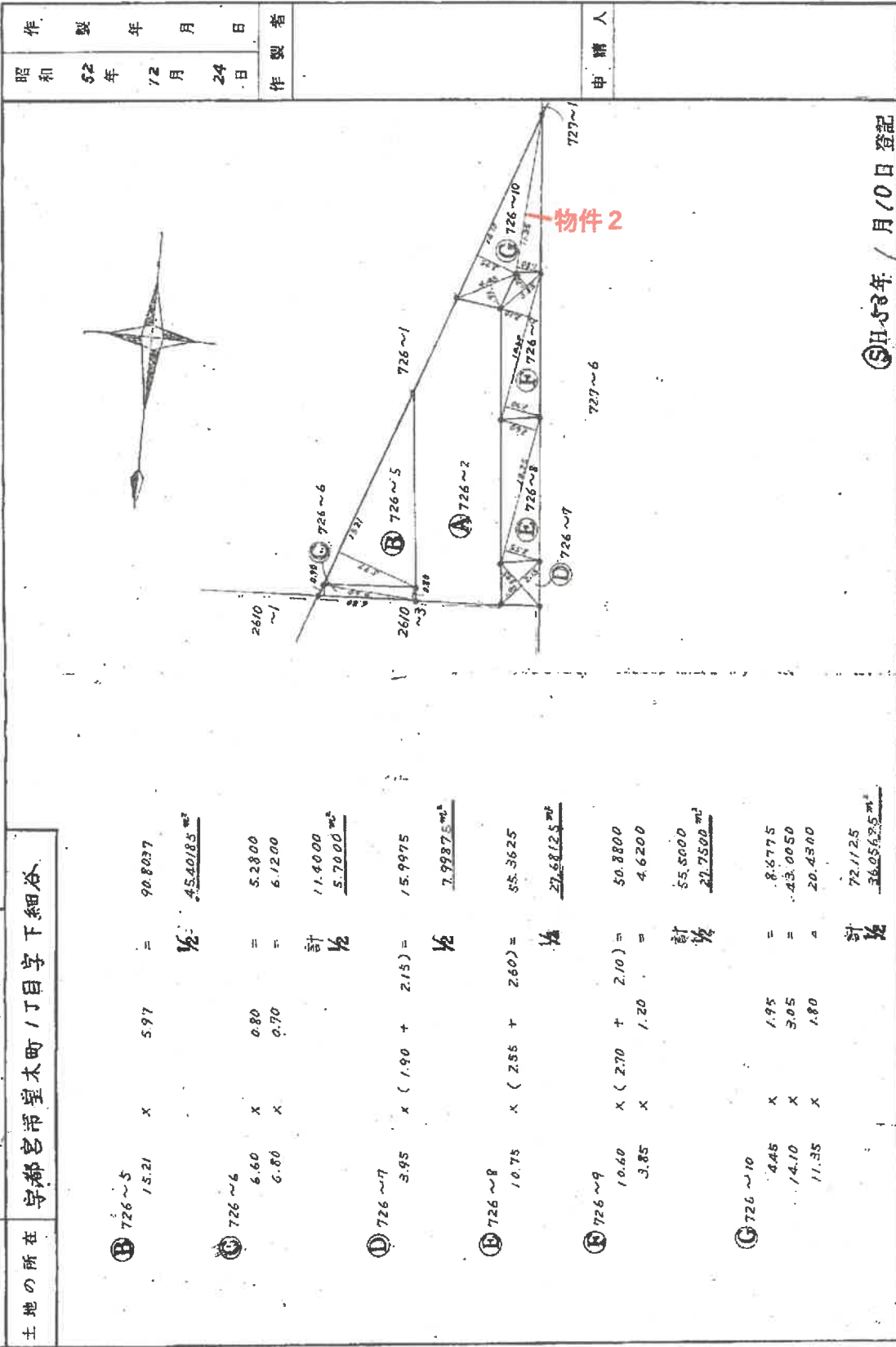
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(宇都宮地方法務局管轄)
令和6年10月15日 相模支務局 登記官

028819

土地積測量図

地番 726~2, 25~6 ~ 7~8 ~ 9 ~ 10

土地の所在 宇都宮市常盤木町1丁目字下細谷



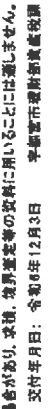
縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

昭和53年1月10日登記

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

地図整理番号：M64264



建物図面

家屋番号 727番24

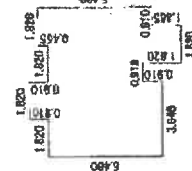
建物の所在 宇都宮市宝木町一丁目字下細谷727番地24、726番地10

各階平面図

求積表

3.640 x 5.400 =	19.674400
1.820 x 0.910 =	1.658200
3.640 x 4.550 =	16.582000
2.730 x 0.455 =	1.242150
1.820 x 1.365 =	2.484300
1.820 x 0.455 =	0.828100
計	42.647150
延面積	42.64㎡

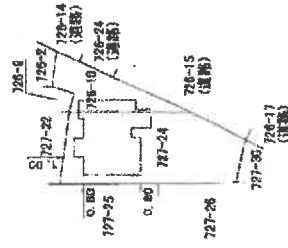
1階



求積表

3.640 x 7.280 =	26.483200
2.730 x 3.640 =	9.937200
計	36.420400
延面積	36.42㎡

2階



作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

登記年月日：令和5年11月22日

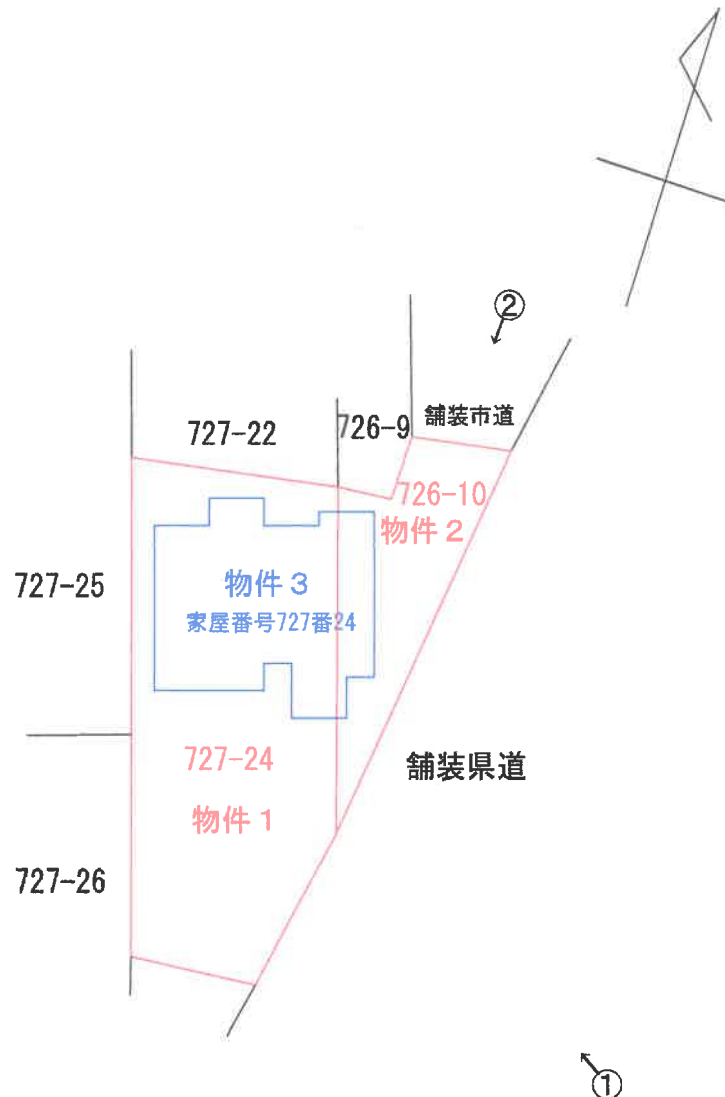
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(宇都宮地方裁判所管轄)

令和6年10月15日 宇都宮地方法務局

登記官

土地建物位置関係図

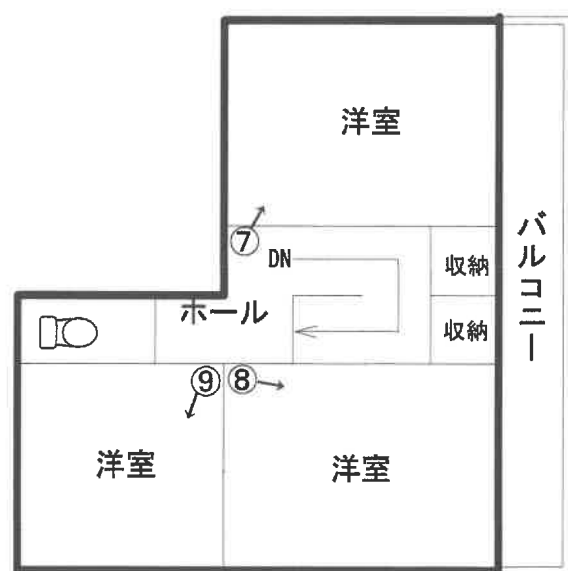
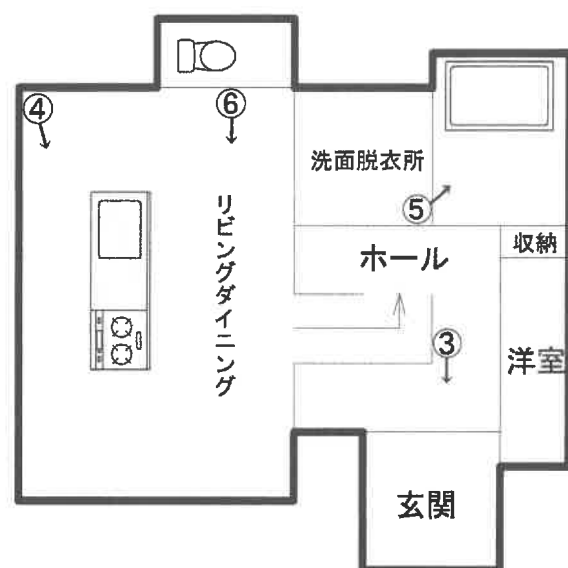
※ 土地建物の形状・位置関係等は概ねの表示である。



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

建物間取図(物件3)

※間取りは概略を記載したものであり、建具・住設機器等の仕様及び規格は便宜的な表示である。



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

写 真 1



写 真 2



写 真 3 (玄関)



写 真 4 (キッチン)



写 真 5 (浴室)



写 真 6 (リビングダイニング)



写 真 7 (2階北側洋室)



写 真 8 (2階南東側洋室)



写 真 9 (2階西側洋室)



令和 6年（ケ）第 1 1 7 号
令和 6年11月19日 受 命
令和 6年12月15日 現地調査
令和 7年 2月28日 評 価
令和 7年 3月 3日 提 出

宇都宮地方裁判所御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
鈴木 健司

第1 評価額

一 括 価 格	
金 12,920,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,548,000円
物件2（土地）	金 834,000円
物件3（建物）	金 9,538,000円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1、2の土地の内訳価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 共 有 者 共 有 持 分 共 有 者 共 有 持 分	宇都宮市宝木町1丁目字下細谷 7 2 7 番 2 4 宅地 110.20m ² A 10分の1 B 10分の9	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積 共 有 者 共 有 持 分 共 有 者 共 有 持 分	宇都宮市宝木町1丁目字下細谷 7 2 6 番 1 0 宅地 36.05m ² A 10分の1 B 10分の9	同左
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積 共 有 者 共 有 持 分 共 有 者 共 有 持 分	宇都宮市宝木町1丁目字下細谷7 2 7 番地2 4、7 2 6 番地1 0 7 2 7 番 2 4 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 42.64m ² 2階 36.43m ² A 10分の1 B 10分の9	同左

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	東武宇都宮線「東武宇都宮」駅北西方約3.7km（直線距離） （別紙位置図参照）	
付 近 の 状 況	受命物件は宇都宮市街地中心部北西方約4km（直線距離）、市立宝木小学校至近、主要地方道宇都宮亀和田栃木線沿いに存する。周辺は県道沿いに店舗、事務所、背後には戸建住宅が建ち並んでいる。 当該地域より主な公共施設へは、宇都宮市役所約4.2km、市立宝木小学校約160m、市立陽西中学校約1.2km（直線距離）の接近条件を有している。 将来動向としては、概ね現状で推移すると予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準住居地域 指定 60% 指定 200% 指定なし 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件 （規模、形状等）	物件1、2（一体画地を形成） 地積 : 146.25m² 間口 : 約21m（建物図面による） 奥行 : 約3.5m～12m（建物図面による） 形状 : 不整形 地勢 : 敷地の北側に段差があるが、概ね平坦 高低差: 南東側道路より約0.5m高く、北側道路と等高に接面 接面道路との関係: 中間画地	
接 面 道 路	南東側約25m舗装県道（建築基準法第42条第1項第1号道路に該当） 北側約6m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路に該当）	
土地の利用状況 及び隣地の状況等	物件1、2の土地は、物件3建物の敷地として利用されている。 物件3の建物の敷地利用権としては法定地上権が成立するもの思料する。	
供 給 処 理 施 設	上水道: あり 都市ガス: なし 下水道: あり （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	①土壌汚染の可能性について調査したところ、物件及び周辺には水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の届出はない。 ②北側隣接地の樹木が越境している。 ③南側に看板あり。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 令和 5年11月10日新築 経過年数 1年 躯体経済的残存耐用年数 約24.0年 設備経済的残存耐用年数 約14.0年
仕 様	構 造 木造2階建 屋 根 スレート葺 外 壁 サイディング 内 壁 クロス、合板等 床 フローリング等 天 井 クロス等 建 具 アルミサッシ
床面積（現況）	公簿上の記載とほぼ同一である。
現 況 用 途 等	住宅
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	物件3の建物は、建物共有者らが空家の状態で占有している。
特 記 事 項	①オール電化住宅である。 ②2階北側洋室と南東側洋室に小屋裏収納有り。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

物件の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	市場性 修正率 カ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ=キ
1	79,800	0.92	110.20	0.90		1.00	7,281,000
2	79,800	0.92	36.05	0.90		1.00	2,382,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 宇都宮 (県) 5-19

地価調査価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $82,200\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/100 \times 100/103 = 79,800\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：3%補正

イ 個別格差：物件1 二方路+2 形状▲10 物件2 0.92補正

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：物件1 0.90 物件2 0.90

カ 市場性修正率：物件1 1.00 物件2 1.00

② 物件3 (建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	市場性 修正率 オ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
3	166,000	79.07		0.67	1.00	8,794,000

ア 再調達原価 : 166,000円/㎡

イ 現況延床面積 : 79.07㎡

エ 現 価 率

経過年数1年，躯体経済的全耐用年数25.0年，躯体経済的残存耐用年数24.0年，躯体割合90%，設備経済的全耐用年数15.0年，設備経済的残存耐用年数14.0年，設備割合10%，
 観察減価及び中古建物の市場性減価30%，残価率3%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率3%＋(1－3%)×(躯体經濟の残存耐用年数24.0年／躯体經濟的全耐用年数25.0年×躯体割合90%＋設備經濟の残存耐用年数14.0年／設備經濟的全耐用年数15.0年×設備割合10%)}×(1－觀察減価30%)≒0.67

才 市場性修正 : 1.00

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地権等価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合 イ	敷地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	7,281,000	0.50 法定地上権	3,641,000
2	2,382,000	0.50 法定地上権	1,191,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①キ,1②カ) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	市場 性修 正率 ウ	競売 市場 修正率 エ	占有 減価 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	7,281,000	－3,641,000	1.00	0.70	—	2,548,000
2	2,382,000	－1,191,000	1.00	0.70	—	834,000
3	8,794,000	＋4,832,000	1.00	0.70	—	9,538,000
一括価格（合計）						12,920,000

ウ 市場性修正率：必要なし

エ 競売市場性修正率：物件1～物件3 ▲30

オ 占有減価率：必要なし

第6 参考価格資料

地価調査価格 宇都宮（県）5-19

所 在：宇都宮市鶴田町字鹿沼道北2039番4

地 目：宅地

価 格：82,200円／m²

位 置：東武宇都宮線「東武宇都宮」駅北西方道路距離約3.8km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：2,451m²

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：東側25m県道に接面

用途指定等：市街化区域 準住居地域（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：中規模の小売店舗等が建ち並ぶ路線商業地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 建物間取図

以 上



出典：国土地理院「地理院地図」

公図写し

2610-9
727-29

N

物件1

物件2

(注) 地図の単位は、土地の面積を明確とした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして、土地の位置、形状、面積、地番等を記載した地図を提出する。

請求 部分	宇都宮市笠木町一丁目下組合	地番	727番24
面積	1/80	地番	727番24
作成 年月日		地番	727番24

これは地図に準ずる以前に作成された地図であり、正確な地図ではありません。

(宇都宮地方裁判所管轄)

令和6年10月15日

福岡法務局

地図整理番号：M64265

(1/1)

登記年月日：昭和33年8月28日

028833

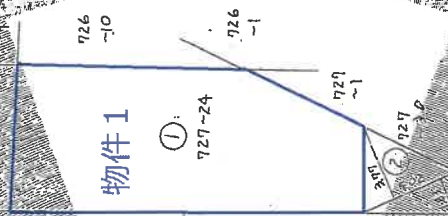
地積測量図

地番 727-30-24

所在地 京都府京都市下区

求積 ② $5.02 \times (3.97 + 1.03) \times 0.5 = 14.0560$
① $124.2650 - 14.0560 = 110.2090$

地積 ① 110 m^2
② 14 m^2



昭和33年8月28日登記

申請人 250

申請人

昭和33年8月28日登記

土地家屋調査士

作成者

(新日本土地家屋調査士会印)

これは図面に記載されている図面と同一である。
(京都府地方事務局長 印)
令和6年10月15日 福岡事務所

登記年月日：昭和63年11月10日

028819

土地所有権地図

地番 726-2-1-1-6-728-9-6

土地の所在 京都府京都市左区下鴨

作製年月日
昭和62年12月24日
作成者
土地測量士事務所



昭和63年11月10日登記

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

これは図面に記載されている内容と必ずしも一致しない
(京都府地方事務局(登録))
令和6年10月15日 福岡法務局

登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局管轄)

令和6年10月15日

興國北橋頭

登記證

地区整理番号：M64267

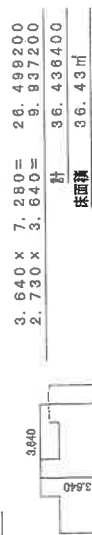
面圖 面圖 物階 建各

家屋番号	727番24
建物の所在	宇都宮市宝木町一丁目

各階平面圖



求積表



作者

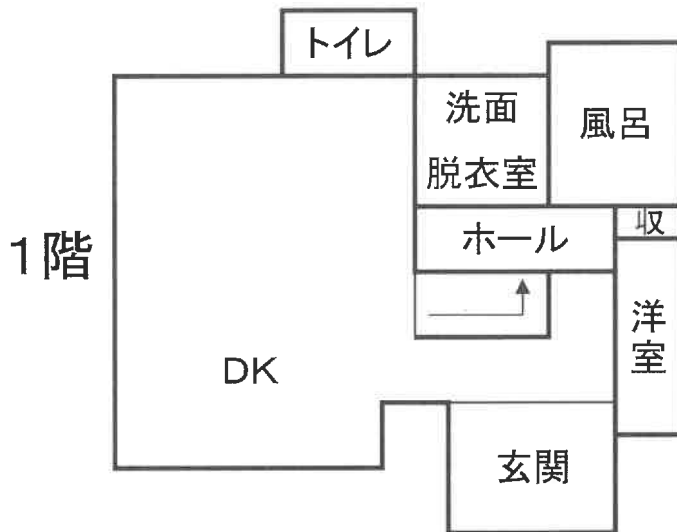
金新里

信尺 11/250

卷之四

縮尺	1:500
----	-------

間取図(概略)



小屋裏収納

